

社会保険労務士

関島事務所便り

暑中お見舞い申し上げます。

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 3

電話: 03-3609-7668 FAX: 03-3609-0404 e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp

2005年8月号



現行の高齢者医療制度

現行の老人保健制度では、72 歳以上 (2007年10月までに75歳以上へ引上げ) の患者は保険料の負担はありません。

医療費については、医療機関窓口で原則1割(高所得者は2割)の一部負担金を支払うことで医療を受けることができます。

老人医療費は、健康保険組合や国民健康保険など各医療保険制度からの拠出金が58%を占め、残りを税金でまかなっています。そのため誰が医療費を負担しているのかが見えにくく、医療費の抑制が難しくなっています。

◆主な改革案

政府は 2006 年 10 月までに高齢者医療 費の公費負担を 30%から 50%に引き上げ る方針を決めています。

しかし、公費負担を増やすことで今まで以上にコスト意識が低くなることも考えられます。そこで政府は、お年寄りにも保険料を負担してもらうことでかかるコストを意識させ、医療費を抑制しようと考えています。

また、医療機関窓口での患者負担を引き上げることも検討されています。

医療費を支払う側の健康保険組合連合

会は、患者の負担割合を原則2割(高所得者は3割)への引き上げることを求めています。さらに、医療費の膨張によって保険料の負担が増えるのを恐れる日本経団連は、入院2割、外来3割への引上げを提案しています。

一方、患者の窓口負担が増えることによって、受診が控えられることを避けたい日本医師会は、高齢者から1割の窓口負担と1割程度の保険料を徴収し、残り8割を税金で賄うことを主張しています。

新たな高齢者医療制度の対象年齢もさまざまな思惑があり、意見が分かれています。政府は75歳以上が入る新しい保険をつくり、すべての高齢者から保険料を徴収する方針をすでに決定していますが、経団連や健保連は年金や介護保険の給付年齢に合わせることが合理的であると、65歳以上を主張しています。現役世代の4割が高齢者のための拠出金と消えてしまうため、新保険の対象を65歳以上として税金を投入すればそのぶん現役世代の負担を軽くできるというのが本音のようです。

政府は来年の通常国会への法案提出を 目指し、厚生労働省は年内に具体案をま とめる予定ですが、制度の運営を誰がす るのか、負担をどのようにするのかなど 意見の対立する問題が山積みで調整は難 しいでしょう。

社員に比べ手薄な個人事業主の社会保険

会社(法人)は必ず社会保険に加入

民間企業の正社員などで働いている いわゆるサラリーマンと個人事業主や 健康保険・厚生年金未加入者とでは、 生活上の様々なリスクに対する公的な 保障制度が大きく異なります。

脱サラをして自ら起業をするという ことは、自由の代償として、労働者と しての保護や恩典を手放すことでもあ るのです。

サラリーマンの保険制度は、健康保 険・厚生年金保険・介護保険(40歳 以上のみ対象)・雇用保険・労災保険で す。これに対して、個人事業主は、基 本的に国民健康保険・国民年金・介護 保険しか加入できません。雇用保険・ 労災保険には加入できません。個人事 業主の社会保険は、社員に比べてかな り手薄なものになっています。

①病気などの時

まず、病気やけがにより収入が途絶 えた場合です。サラリーマンであれば、 業務中や通勤途上の場合は、治るまで の間ずっと労災保険の休業(補償)給 付(または傷病(補償)年金)が支給 されます。私傷病の場合も、1年6月 間健康保険の傷病手当金が支給され、 その後は一定の要件を満たせば一生厚 生年金保険から障害厚生年金が支給さ れます。しかし、個人事業主には社会 保険からの所得保障はありません。障 害等級の1級から2級に該当した時に、 国民年金の障害基礎年金が支給される だけです。

したがって、個人事業主が病気で無 収入になっても何の保障もありません。

②働き手が万一の場合

次に、働き手の万一の場合に遺族に 支払われる生活保障です。個人事業主 は社員に比べて、支給要件がかなり厳 しくなっています。

個人事業主の遺族基礎年金が支給さ れる遺族の範囲は、死亡の当時生計を 維持されていた①18歳までの子、② 18歳までの子と生計を同じくしてい た妻だけです。つまり、子のない妻や 夫には、遺族基礎年金は支給されない のです。さらに、生計を維持されてい たかどうかは、生計を同じくしており、 かつ、年収850万円以上の収入を将 来にわたって得ることができるかどう かにより判断されます。個人事業主の 多くは、中高年齢になれば遺族補償は 受給できません。社員の遺族厚生年金 が支給される遺族の範囲は、死亡の当 時生計を維持されていた①妻、②18 歳までの子、③55歳以上の夫、父母 又は祖父母となっています。

このように、個人事業主とサラリー マンとでは社会保険に大きな差がある のです。

なお、社長一人だけの会社や社長と 奥さんだけでやっている会社は沢山あ ります。こうした小さい会社ほど社会 保険に加入していないのが現状ですが、 小さい会社であっても社会保険(健康 保険と厚生年金) に加入しなければな りません。

また、一人社長など小さい会社ほど 社会保険に加入した方が、病気の時な ど休業手当金が支給されるだけでなく、 扶養制度や第3号被保険者制度がある など意外とお得になります。